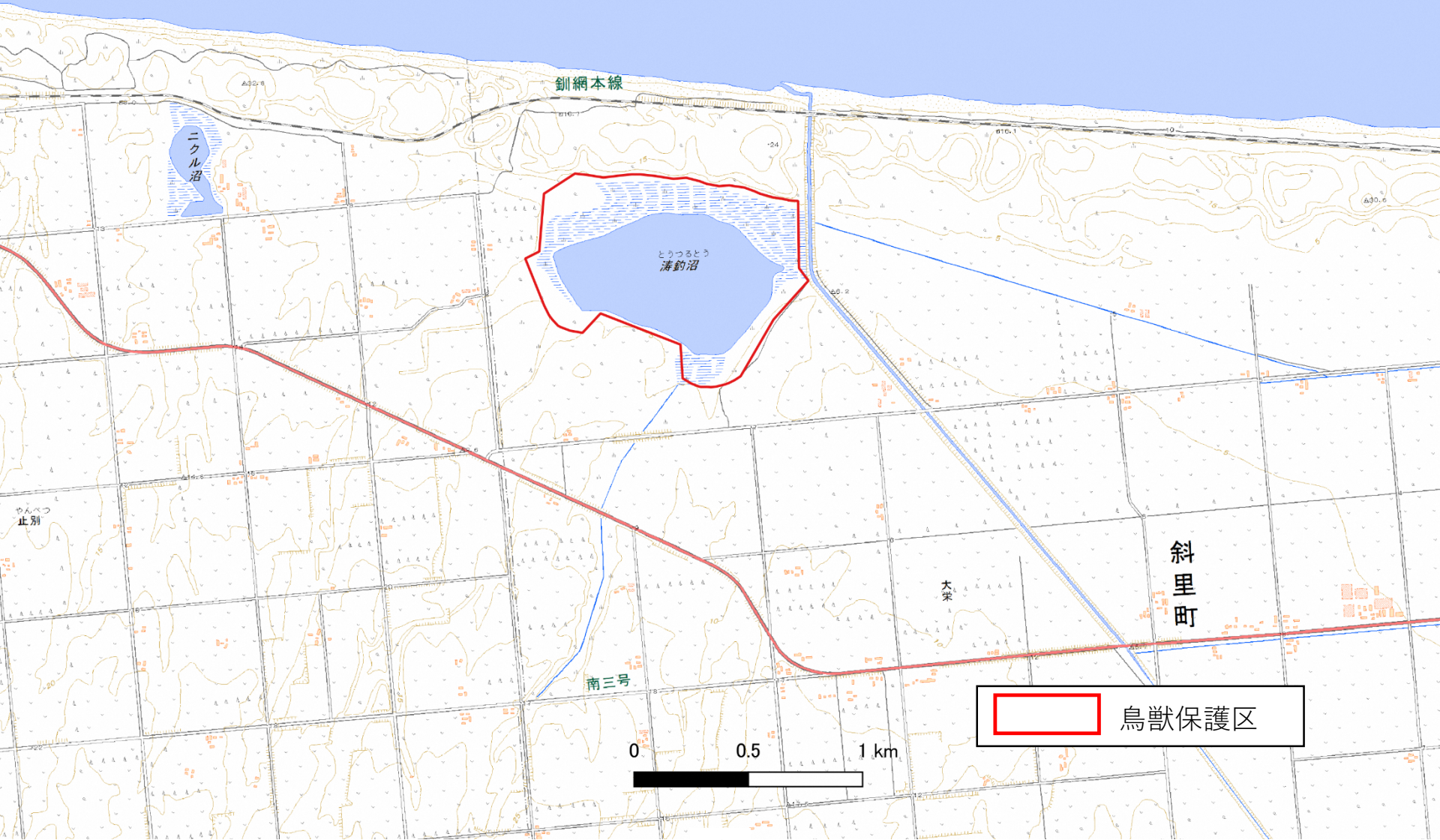


① 濤釣沼鳥獣保護区区域図



涛釣沼鳥獸保護区



道指定涛釣沼鳥獣保護区

指定計画書（道案）

令和5年（2023年）7月4日

北 海 道

1 保護に関する指針等

(1) 道指定鳥獣保護区の名称 涛釣沼鳥獣保護区

(2) 道指定鳥獣保護区の区域

斜里郡斜里町に所在する国有林網走南部森林管理署1141林班ぬ小班南東端を起点とし、この点から南に進みウエンベツ川河川区域の南側境界を北西に延長した線との交点に至り、この点から同線を南東に進み同河川区域の北西側端点に至り、この点から涛釣沼河川区域の南端を見通した線を南西に200メートルの地点に進み、この点から同町字大栄14番1の西端を見通した線を南西に進み涛釣沼の汀線より100メートル線界との交点に至り、この点から同境界を西に進み同町字大栄14番2の西側地番界を北に延長した線との交点に至り、この点から同線を北に進み同町字大栄13番4の北端から同町字大栄3番3の南東端を見通した線との交点に至り、この点から同線を西北西に380メートルの地点に進み、この点から国有林網走南部森林管理署1135林班た小班の北西端を見通した線を南西に進み涛釣沼の汀線より100メートル線界との交点に至り、この点から同境界を北西に進み斜里郡小清水町字止別307の北東端から斜里町字大栄3番3の南東端を見通した線との交点に至り、この点から同線を東北東に75メートルの地点に進み、この点から同町字大栄1番20の東端を見通した線を北に進み同町字大栄2番2の南西端から同町字大栄2番1の南端を見通した線との交点に至り、この点から同線を北東に進み国有林網走南部森林管理署1141ぬ小班南側林班界との交点に至り、この点から同境界を東に進み起点に至る線に囲まれた区域

(3) 道指定鳥獣保護区の存続期間

令和5年(2023年)10月1日から令和25年(2043年)9月30日まで(20年間)

(4) 道指定鳥獣保護区の保護に関する指針

① 道指定鳥獣保護区の指定区分 集団渡来地の保護区

② 道指定鳥獣保護区の指定目的

当該地域は、JR北海道止別駅から東方約4kmに位置し、ガンカモ類をはじめとする渡り鳥の中継地として重要な湖沼であり、とりわけヒシクイ及びマガンの渡来地として重要であるほか、タンチョウ及びオジロワシの繁殖が確認されている。これら生息する鳥獣及びその生息環境を保全するため、当該地域を鳥獣保護区に指定する。

管理方針

- ・定期的に巡視を実施するなどにより鳥獣の生息状態を確認し、また、違法行為や鳥獣の生息を阻害する行為の防止に努めるなど、鳥獣の安定した生息が図られるよう適切な管理に努める。
- ・農林業被害や人身事故の危険を踏まえた有害鳥獣捕獲の申請に対しては、被害等の事情を十分考慮し、適切に対応する。

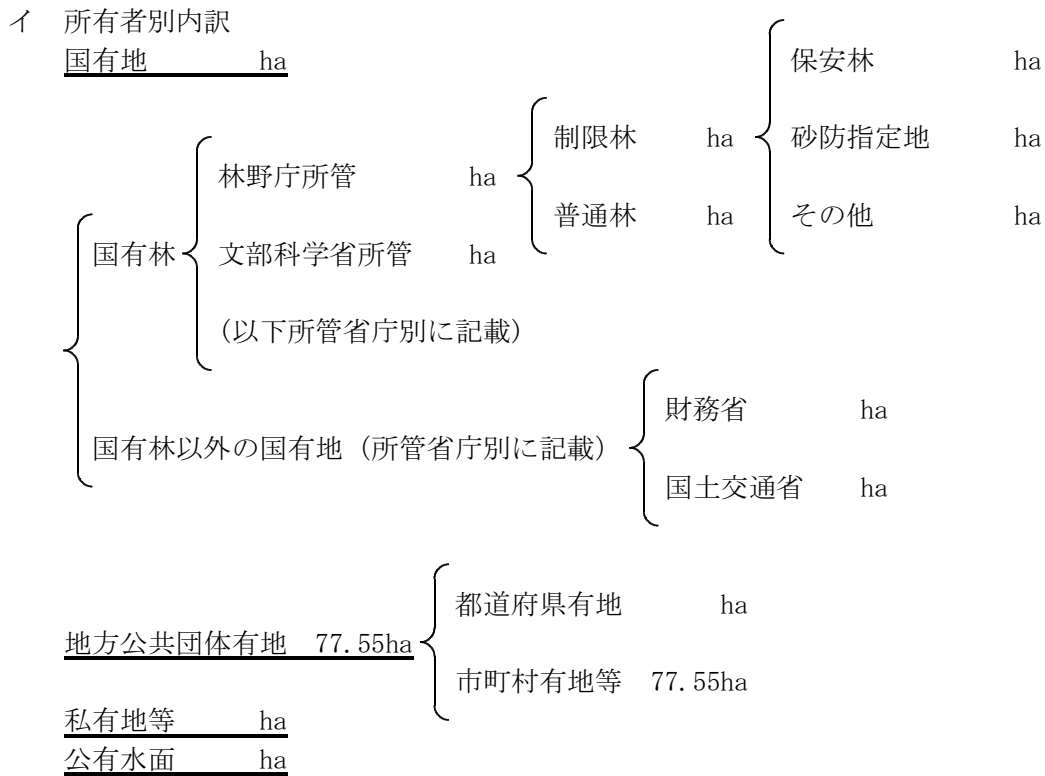
2 道指定鳥獣保護区の区域に編入しようとする土地の地目別面積及び水面の面積

総面積 78ha

内訳

ア 形態別内訳

林野	ha
農耕地	ha
水面	40.12ha
その他	37.44ha



ウ 他の法令（条例を含む）による規制区域

法（条例）の名称 （指定地域等の名称）	面積 (ha)	地 種 区 分 (特別保護地区、特別地域等)	面積 (ha)
自然公園法 (網走国定公園)	77.55	第2種特別地域	77.55

3 指定区域における鳥獣の生息状況

(1) 当該地域の概要

ア 道指定鳥獣保護区の位置

当該地域は、JR北海道止別駅から東方約4kmに位置している。

イ 地形、地質等

オホーツク海に隣接する海跡湖である。また、沼内には珪藻類を主とする植物プランクトンが多量に生息している。

ウ 植生の概要

沼の周囲はヨシをはじめ、ガマ、オモダカ及びミクリなどからなる低層湿原を呈し、沼の南側にはヤチダモなどの湿性林が生育している。

エ 動物相の概要

良好な湖沼環境を反映し、ヒシクイ及びマガンをはじめとする渡り鳥の中継地となっているほか、タンチョウ及びオジロワシの繁殖地となっている。

(2) 生息する鳥獣類

別表のとおり

(3) 当該区域を含む斜里町の農林水産物の被害状況

鳥獣名	捕獲許可件数			被害農林水産物
	R2年度	R3年度	R4年度	
カラス類	1	1	1	大豆、小豆
エゾシカ	2	3	3	ばれいしょ、ビート、小麦、根菜類、小豆
ヒグマ	2	4	3	ばれいしょ、ビート、小麦
キツネ	3	3	3	ばれいしょ、ビート、根菜類、葉茎菜類、小豆
ユキウサギ	3	3	3	ビート、根菜類、大豆

- 4 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第32条の規定による補償に関する事項
当該鳥獣保護区内に鳥獣の生息及び繁殖に必要な施設を設置することにより損失を受けた者に対しては、通常生ずべき損失を補償をする。
- 5 道指定鳥獣保護区の指定及び維持管理に関する事項
- (1) 鳥獣保護区用制札 4本
- (2) 案内板 1基
- 6 指定計画書添付書類
- (1) 道指定鳥獣保護区位置図及び区域図
- (2) 道指定鳥獣保護区面積内訳表（別紙1）
- (3) 関係地方公共団体の首長・利害関係人名簿（別紙2）
- (4) 関係地方公共団体・利害関係人との調整結果調書（別紙3）
- (5) 農業振興地域との調整調書（別紙4）